

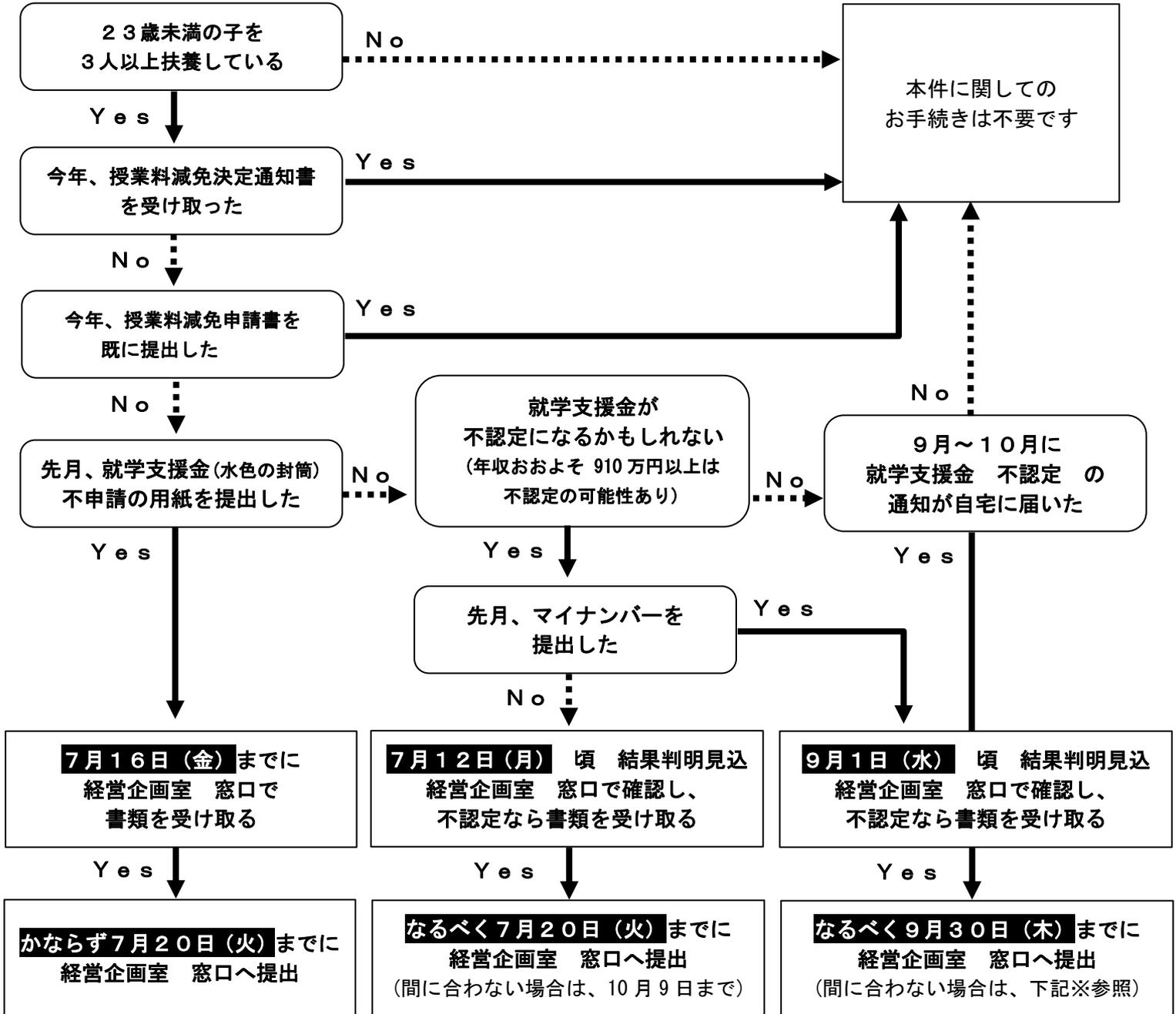
保護者各位

東京都立清瀬高等学校長
藤原 政 広

令和3年度 多子世帯支援事業（授業料半額の補助制度）のご案内

多子世帯における授業料等支援事業（多子世帯支援事業）とは、就学支援金（授業料が0円になる補助金）を受給せず、かつ、23歳未満の子を3人以上扶養している世帯の授業料が半額になる制度です。
下記のとおり受付を行いますので、フローチャート及び別紙お知らせをお確かめの上、お手続きくださいますようお願いいたします。

【 フローチャート 】



※9月に通知が届いた方は10月9日までに提出、10月に通知が届いた方は11月9日までに提出。
最終期限は、自宅に通知が届いた後30日以内です。期限後も、申請は随時受け付けておりますが、受けられる減額が少なくなることがあります。ご不明な点がございましたら下記担当者までご連絡ください。